

平成 21 年度第 19 回税制調査会後の記者会見録

日 時：平成 21 年 12 月 4 日（金）19 時 04 分～

場 所：合同庁舎第 4 号館 11 階 共用第 1 特別会議室

○峰崎財務副大臣

それでは、記者会見に移ります。今日は大変重要な事項の、たばこ税、個人所得課税のところに入ってまいりまして、御存知のように、たばこ税の方は一応の合意をみております。少し文章表現は変えますが、様々な影響がある分野で、理念をまず転換したというところが一つ大きく出て、それに伴いたばこ事業法の改廃問題については、1 年間かけて議論しよう。その上で、中長期的に健康に害があるものについての課税という観点で全面に出てまいりまして、そして、来年度以降の課税についての上げ幅とかそういったことについては、大変重要なマターですので、ここでは決めないということで、申し上げたとおりでございます。

扶養控除の方は、15 歳までの扶養控除についての廃止は、当然これは決まりました。その後の問題については、今日議論になったように、まだまだこれは議論を続けていかなければいけない。

これまで特定扶養控除のところは文科省の方から、これはもう議論しないでくれということだったのですが、今日新たに、議論して結構ですという新しい提案が出ましたので、これについては、来週以降議論に供したいというふうに思っております。

どうぞ、どなたからでも結構です。

○記者

たばこ税に関してお伺いしたいのですけれども、たばこ税は来年度、10 年度から引き上げるといって合意したと考えてよろしいでしょうか。

○峰崎財務副大臣

文書上で提起して、それは決まっております。

○記者

その来年度から引き上げる場合に、小幅に引き上げるということでも合意できたという認識でいいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

上げ幅について小幅というのがどの程度か分かりませんが、ただ、我々が前から言っているように、フィリップモリスとか、諸外国の例を見ても、この価格まで行くのには相当段階的に上げていますねということも含め、しかも 1 円以上上げたことがないたばこ税を、直ちに大幅に上げていくということがどんな影響をもたらすのかということとは計り知れないと、古本政務官が申し上げたとおりでございますので、そういう意味では上げ幅の方はかなり政治マターといたしましょうか、総理の非常に関心の深いところでもありますので、そういったことも含めて検討していきたいと思っていま

す。

どうぞ。

○記者

今のたばこ税の関連で、10年度から引き上げることなのですが、より細かく言うと、以前、峰崎副大臣は参院選で国民の真意を問うべきだという発言もありましたが、4月からだとか、参院選後からだとか、そこら辺は、今後の議論になるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

そうですね。今後の議論というか、期日もいつから上がるかというのは、毎年、たしか上げたときというのは、年度改正したときも、大抵7月1日から値上げということがありましたね。それは本当にそのときなのかどうなのかは分かりませんが、上げるということの方向があっても、いつから上げるということについてはまだ決めておりませんので、これらの点については、今後の検討事項だと思います。

○記者

成年の扶養控除の部分なのですが、今日まとまらなかったとはいえ、障害者だとか、非納税措置だとかの提案された救済策についてももう少し具体的に改めて御説明いただけますか。

○古本財務大臣政務官

扶養控除がなくなることにより、新たに納税が発生する方で、ある所得層以下の方は、そこを非納税のままにする。

それから、今まで若干の税が発生していた方々でも、控除が無くなることによって負担増になる方については、そこも措置をするという実質的な税額控除のような概念で対応する。

そのときの所得の1つの目安が、大体給与収入が280万円以下の方について救っていきたいということが1つの大きな整理ということなのです。

もう一つが、病気でおられたり、あるいは障害を持っておられたり、いろいろな御事情がある中で、現在、公的な、ある意味措置を受けておられる方々は当然対応するのですけれども、働きたくとも、少し仕事に行けば気が滅入って、仕事に行けなくて家にいるとか、いろいろな事情の方がいらっしゃると思うのです。成年扶養控除の対象は500万人ですから。

そういう方々は、新たに、おそらく市町村になるのか、どこになるのかは今後の詰めですけれども、公的機関によるそういった方々を認定する作業を経ることによって、既に、例えば障害者手帳等々を持っておられる方に加えて、そういった方々については、新たな控除を創設したい。名称は大変おしかりをいただきましたし、私も改めてそうだなというふうに少し感じましたので、そこは研究してみたいと思いますけれども、新たな控除を創設する。この2つの類型からなっております。

○記者

たばこ税についてお伺いしたいのですが、来年度から増税される際の名目というのは、税収のために引上げるのか、それとも健康対策のために引上げるのか。これはどちらですか。

○峰崎財務副大臣

健康目的の第1弾です。中長期的の。

○記者

健康目的の第1弾とおっしゃいますが、もともとは1本1円なりの小幅な増税に関しては、当初、ゆでガエルのだと言って増税しないと、税調の場である程度の意見統一がなされていたと思うのですが、若干苦し紛れの決着になったのではないかと思うのですが。

○峰崎財務副大臣

金額の上げ幅はこれからの課題です。幾ら上がるか私たちは今のところここで皆さん方に、1円だの、2円だのということを言っているわけではありません。ですから、上げ幅は、今日は具体的な金額は言いませんけれども、こういう健康目的で、相当の高い金額まで上げていく第一歩です。

古本政務官から申し上げたように、今まで1円以上上げた経験がないので、どの程度の上げ幅にするかということは、それらも含めて影響が出てまいりますから、その影響を見ながら、また影響に対する対策も打っていかねばならない。そういう2つの両方を見ながらやっていくわけですから、当然その上げ幅問題というのは割と大きい問題なので、別に1円しか上げないとか言っているわけではないのです。そこら辺はもう既に、先ほどから申し上げているように、その目的に沿って、どの程度が上げ幅なのかということについては、これからの政治・政策マターだと思います。

○記者

お伺いしますが、健康対策のために上げるのであれば、来年度からではなくて、法律の所要の整備を考える中で検討して、来年度からの増税は見送りするという方向もあり得たかと思うのですが、そうしなかった理由が少し明確ではないのですが、それについて教えてください。

○峰崎財務副大臣

健康目的に今年から入ろうということ。理念の転換をして入ろうということ。それがどんな影響をもたらすかということと合わせてたばこ事業法の改廃についても1年間検討するということです。

○記者

しかし、法律を変えていない中で、健康対策だというのは、若干無理があると思うのですが、この点については、どのように理解すればよろしいですか。

○峰崎財務副大臣

そんなことはありません。現行のたばこ事業法の中にも、健康に注意することなど、いろいろなことを書いてあります。そういう点で我々としては、そこは十分大丈夫だと思っています。

○記者

ロジック上無理はないということですね。

○峰崎財務副大臣

それと同時に、これからたばこ事業法を改廃した後でも、葉たばこ農家との関係をどうするかとか、JTの株を持っていることについてどうするかとか、そういう様々な問題がこれから課題として残るわけです。ですから、そういうことも含めて全部検討していかなければいけないわけです。

○記者

先ほどからのお話だと、小幅という範囲については、政治マターだから言えないということだと思うのですが、ただ、この議論を聞いていた喫煙者の方とか、葉たばこ農家の方、それから、たばこを売っている方とかは、ある程度の予見可能性が欲しいと思っているところだと思うのですが、その中で、古本政務官は1円というのが今までK点だったということをおっしゃっていたので、普通に考えると、そこからは大きくは離れないのかなということもあるのですが、その辺はどう考えたらよろしいのですか。

○峰崎財務副大臣

これは予見をもって早く知りたいというのはあるのですが、あと、せいぜい10日間ぐらいのうちには必ず決まりますので、お待ちください。

○記者

11日までには決めるということでしょうか。

○峰崎財務副大臣

そうですね。そこまでには決めたいと思います。

○記者

その上げ幅について、一応、企画委員会に一任したということで理解してよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

はい。これは政治マターですから、企画委員会といいますか、もう既に上げ幅の問題についてはかなり、これは厚生労働大臣なども絡んでまいります。あるいは総理大臣も勿論、これについては問題提起者の一人ですから、今年、新たにそういう観点から諮問事項の中に入ってきているわけですから、その点は是非、そういうレベルでの決まり方をするだろうというふうに思っています。

勿論、最終的にはこの場で確認をするでしょう。大綱の中に収めますからね。

○記者

特定扶養控除のところで確認なのですが、特定扶養控除も新たに議論するということですが、これはあくまで存続廃止という議論ではなくて、控除の圧縮とか縮減の在り方のような議論をするという、そこに限った議論になるということなのではないでしょうか。

○峰崎財務副大臣

今日は、あれだけでは内容がよく分からなかったですね。そこをしっかりと、次回出すときにはどんなことを考えておられるのかということを出してもらいたい。15歳までが扶養控除がなくなって、ポコっと伸びて、またなくなってというのがどうも格好よくないねということもおっしゃっていましたね。それがどのような事を考えておられるのか、少し私も分かりませんので、これは次回以降、我々もしっかり問題提起を、非常に我々からすれば、今までどうですかということのを要請していたのに、ここはだめだと言っていたのが変わりましたので、これは是非、我々は前向きに受け止めて積極的に対応していきたいと思いますが、中身をしっかりと把握したいと思っています。

○記者

小川政務官にお伺いしたいのですが、先ほど住民税の扶養控除の廃止に関して、マニフェストに盛り込まれていない項目で、以前の税調でもしっかりと説明責任があるというふうにおっしゃっていましたが、それは実際に具体的に、総務省として国民に説明をしていくのか。それとも、国家戦略局とかもっと大きなところで、こういったマニフェストに載った項目でもこういうことになりました、議論の過程でそういうものが浮かび上がってきましたというふうな形で説明するのでしょうか。

○小川総務大臣政務官

これは事の軽重によりますが、この話については基本的には総務省であり、また、この税調のメンバーであり、それで説明責任を果たしていくということになるだろうと思います。具体的には国会対応、それから、こうした報道の皆さんとのやりとりの場を通じて、その趣旨なり理由を、公約を変更する、これは確定ではありませんが、その方向で少なくとも議論を進めているわけでありまして、この過程を通じて国民の皆様には、その変更の理由の趣旨をよく理解していただけるように最善の努力を尽くしたいと思っています。これは鳩山総理とか菅副総理からというお話というよりも、私もでしっかりと引き取らなければいけない話だろうと思います。

○記者

たばこ税に関してなんですが、将来的に大幅に上げるということのを念頭に置いてということだと思うのですが、要はその工程で、大体何年、10年とか4年とか、今、何かそういうイメージみたいなものはございますか。

○峰崎財務副大臣

あまりないのですが、ただ、K点越えと古本政務官がうまくおっしゃったのですが、

この与える影響はどうかということ、前回、1円上げたときの削減率というのは、戻ってこないのです。どんどん削減率が、たばこの本数が減っているのです。ということは、上げ幅は分かりませんが、今度上げたらどんな影響をもたらすかというのは、やや私たちも、今までのトレンドでいくのか、それとも、65歳以上人口の比率が増えるに従って、より削減が加速されるのか、そういったことをしっかり見ないと、少し中長期的なことはなかなか言えないと思います。

それで、今日もあったように、葉たばこ農家とかJTとかいろんなところに、そのたびにどう対応するかという問題は具体的に求められていますので、それらの意味でも、さっき、今度は第1弾だと言った意味は、これはやはり非常に大きな、社会的実験というのは表現がよくないのですが、ある意味では一つの実践例といいますか、ものすごく我々にとって注目しなければいけない値上げになるのではないだろうかと思っています。ですから、少し時間軸というものは、どんな時間軸になるかというのはなかなか、今、定かには申し上げにくいと思っています。

○記者

扶養控除で念のため確認させていただきたいのですけれども、0歳から15歳までの部分を廃止というのは、所得税と住民税ともという理解でよろしいのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

そう理解をいたしました。

○記者

扶養控除の話について、昨日、一旦、高校無償化が最終段階にあるという中で議論を進めていくのはどうか。それで、今回は見送るという結論を出しました。それなのに、そこでまた再提案を受け入れることにしたというところの御説明をいただきたい。

もう一点は、やはり、一旦結論を出したものをまた蒸し返すことになるわけで、そうすると、議事の運営上どうかということについてお願いします。

○峰崎財務副大臣

後者については、議事の運営というよりも、これはまだ最終決定しているわけではないので、おそらくああいう提案をされるということは、前提条件が変わってきたのでしょうか。私もまだよく分かりませんが、おそらく予算上の問題がどこかで動いているのかもしれない。

ただ、我々からすると、方向感としてはウェルカムな方向だったものですから、それは、私たちはまだまだ、今、ちょうど扶養控除、所得控除の在り方について議論している最中ですので、大いにそれは前向きなものとして皆さん方に今日諮って、次回、それをやりましょうということの確認を得たわけですから、是非、それは理解をしていただきたいと思います。

○記者

今、住民税の扶養控除についても合意を得られたという整理をされていたのですが、

たしか阿部社民党政策審議会長がまだ合意していないと思うのですが、その点はどういうふうに解釈したらいいですか。

○小川総務大臣政務官

ここは確認ですが、これから党とのいろんな調整も入ってきますし、最終の確定は大綱が閣議決定される瞬間まで、それは決まりません。

しかし、いろんな異論はあるでしょう。いろんな意見はあると思います。しかし、私どもの総意として、その方向で議論を推し進めていっていることは事実でありまして、99.9%、その結論に追い込むつもりです。しかし、いろんな異論もありますし、最終決定はやはり大綱が閣議決定される瞬間までわかりません。

○記者

たしか、ここの議論は合意を形成するという事だったと思います。私は合意していないのではないかと理解して聞いていたのです。住民税の扶養控除を廃止することについてはおかしいという議論が残っていたと理解していますが、その辺はどう整理されていますか。

○峰崎財務副大臣

残っているでしょうね。

○小川総務大臣政務官

異論は残っていますが、大きな方向感に影響を与えるものではないと理解しています。

○記者

ということは、住民税の扶養控除、年少部分については今日の段階で整理ができたということでのいいのですね。

○峰崎財務副大臣

一応の整理はできたと思っています。

○渡辺総務副大臣

方向性は大体、そちらの方角になっていると思いますが、決着がついた、結論が出たというふうには言い切れないと思います。やはり、もう一回、阿部会長に何らかの形で御意向を聞きたいと思います。

ここで、その場で、「よろしいですね」「異議なし」と決まったわけでは、見てのとおり、ないわけですから、そこはやはりもう少し、もしかしたら、阿部会長の御意向、御意見を聞かなければいけないかもしれません。

○記者

オブザーバー参加だからということは別に関係ないということですね。

○峰崎財務副大臣

オブザーバー参加だからどうのということではありません。官職がついていないからああいう形でおられるだけであって、これは政府税調の委員ですから、それは3党

で連立しているわけですから、そういうことはありません。

ただ、全体の方向感として納得していただいているのは、控除がなくなっても手当に変わるということで、実はその理屈は理解していただいているのです。ただ、マニフェストに書かれていないことではないですかというのは、確かにおっしゃられるとおりで、我々がマニフェストに書いたものも十分に理解していないこともありましたが、マニフェストに書いていなくても、実は新しい政権に入ってみて、いわゆるこの控除を、国税を動かすと地方税も動く、地方税が動くと社会保障の負担もまた変化をするという、非常に所得税という世界はものすごい領域に広がっているわけです。所得が社会保障給付の実は一つの基軸になっていますから、そういう意味で所得控除とか所得を変えていくということは、実は社会保障の給付まで変えてしまうという、大変大きな問題を持っていることも間違いないのです。ですから、今は慎重に、丁寧に議論しているというつもりでございます。

○記者

今日、暫定税率とエネルギー課税の話が最後にあったかと思うのですが、それで、これは多分、来年度税制に向けて最大の問題の焦点の一つなのですが、大綱のとりまとめまであと残すところわずかな中、議論がどんどん後ずれして行って、本当に来週にまとまるのかという声もあるのですが、これについてはいかがでしょうか。

○峰崎財務副大臣

御心配ありがとうございます。できる限り、11日までに私たちはまとめるように努力します。

○記者

話が変わって恐縮ですが、国民新党の下地政務調査会長から那覇空港の燃料税の引き下げについて提案があったと思うのですが、今後、税調での取扱いについて、議論の対象となるのでしょうか。

○峰崎財務副大臣

その提案を含めて、国土交通省関係も含めてこれから検討してまいりますので、どういう結論になるか、これはまだ決まっているわけではありません。

○記者

議論の対象にはなるのですか。

○峰崎財務副大臣

勿論、なります。なりますと言っているのは、それをするかどうかも含めて、きちんと受け止めております。

それでは、終わります。

[閉会]